



## 中国・香港 経済・産業トピックス 【Topics】 (第4号)

### 外商投資企業の「事務所登記問題」に進展 「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する 若干の問題の執行意見」の公表を踏まえて

本年年初より外商投資企業の間で問題となってきた「事務所登記問題」について言及した「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見」(工商外企字【2006】81号)が4月24日付けで公表されました。同意見は、国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局の連名により公表されたことから「事務所登記問題」について当局の公式見解を示すものとして注目されます。

同意見の第25条で(連絡)事務所機構の登記取消について、以下の通り明記されています。

企業登記機関は外商投資企業の事務所機構の登記手続を行わない。既に登記してある事務所機構については、変更或いは延長手続を行わず、期間満了後、登記取消手続、或いは必要に応じて支店設立の申請を行わなければならない。外商投資企業の支店は、企業経営範囲内で連絡業務、コンサルティングなどの業務を行ってよい。

事務所機構の名義で経営活動に従事するものは、企業登記機関により法に基づいて調査したうえで処置を行う。

「事務所登記問題」は、年初来ここ数ヵ月間に亘り、企業の登記機関である工商行政管理局が事務所新設及び更新手続を受理しなくなったために、簡単に言えば外資系企業の間では『事務所登記が不要となったのか』それとも『事務所設立は禁止となったことですべて分公司にすべきなのか』という議論が行われてきたといえます。これは、以前より同意見の上記下線部分を除く草案段階の規定が各地の工商行政管理局に内々に通知されていたが、その内容が曖昧だったために、各地の工商行政管理局でも見解が分かっていたことも要因となっていたと思われます。

しかしながら、今回の通知では「事務所登記問題」については、下線部分が加わったことに加え、国家工商行政管理総局外商投資企業登記局が回答(注)したことである程度、その方向性が明らかになったと考えることができるでしょう。内容を纏め

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 (Research & Advisory Team)

担当：福居 信幸 (Nobuyuki Fukui) 江上 昌宏 (Masahiro Egami)

TEL: (852) 2823-6991 Fax: (852) 2529-3821

Email: Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

ると、通常の経営範囲である連絡業務などを行う事務所を置くことを禁じたものではないこと、連絡業務などを行う事務所を置く場合の企業の利便性を高めることが狙いであったこと、事務所で営業などの経営活動を改めて禁止したこと、に集約できると思います。従って、外商投資企業は、事務所の経営範囲に則していれば事務所の登記が不要になったと解釈できることとなります。ただし、実質的に客先への請求書の発行や在庫保管スペース設置といった経営活動と見なされる行為を行っている事務所は、税務当局の厳しい査察を受ける可能性が高まったといえ、注意が必要と考えることができそうです。

(注) 国家工商行政管理総局外商投資企業登記局による記者会見での「事務所登記問題」に関わる質問と回答は以下の通り（弊行国際業務部中国業務支援室作成のものを抜粋）。

質問：「執行意見」では、外商投資企業の事務所の工商登記手続きが不要と明確に規定しているが、今後、事務所の存在は合法的に認められるか。また既存の事務所はどのように処理されるか。

回答：法律では事務所の存在を禁止していない。外商投資企業は必要に応じて連絡性業務の事務所機構を直接設立ことが可能となり、工商機関における登録手続きは不要となった。これは企業の利便性を高めるための措置。既に登記を行っている事務所機構について「執行意見」では処理方法を明確にしている。既に登記を行っている事務所機構については、変更あるいは延長手続きを行わなくてよい；期間満了後の登記取消手続き、或いは必要に応じて支店設立の申請を行うものとする。付言するが、事務所機構が工商登記を行わない場合でも、事務所機構の経営活動に従事することについては、工商機関は従来と同様に法律に基づき監督管理を行い、それを禁止する。

一方、「事務所登記問題」の最大の焦点である保税區企業の区外事務所の扱いについては、もう少し様子を見る必要がありそうです。保税區企業は、保税区内は十分なスペースがないこともあって、登記住所に従業員を抱える事務所を持つのは事実上難しいことから、便宜上、区外に事務所を設けているケースが大半です。このため、保税區企業の場合、今回の通知に則して考えれば、事務所を分公司に変更するために商資字【2005】76号に沿って経営範囲の拡大といった申請手続きが生じるとともに、設立後も分公司の管轄税務当局に営業税や増値税を収めるための経理事務の手間などを要することが考えられます。ただし、数千社以上に及ぶとされる外資系の保税區企業にとっては、一般地域に進出している企業と比べデメリットが出てくることを考えると、何らかの形で“特例措置”が認められるケースもあるかもしれません。現在、外高橋保税區の場合には、新たな関連通知の発表に向け、上海市政府の関連当局との間で折衝が行われているようですので、各保税區の対応を引き続きウォッチしていく必要があるでしょう。

最後に、同意見では「事務所登記問題」以外でも、外商投資企業の登記手続きや登録資本金の変更手続き、現物出資の輸入貨物の免税申請手続きほか、「会社法」、「公司登記管理条例」を補足する内容が盛り込まれていますので、全文の仮訳をご参照下さい。

国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局  
(工商外企字【2006】81号)

国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外貨管理局  
「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見」の発行に関する通知

各省、自治区、直轄市及び計画単列都市工商行政管理局、商務主管部門、外貨管理局、各直屬税関、各国家級經濟技術開發区：

第10回全国人民代表大会常務委員会第18次会議2005年10月27日の審議を通過した「『中華人民共和国公司法』改定に関する決定」と国務院「『中華人民共和国公司登記管理条例』改定に関する決定」は2006年1月1日より既に実施の運びとなった。法律を正確に適用、規範化し、利用する企業などの利便性を高め、効率的な外資審査認可登記管理作業の展開、外商投資企業の健全な発展促進、わが国の外資導入の質と水準の向上を目的として「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見」を発行する。執行中に問題があれば、速やかに報告を行うこと。

添付：「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見」

国家工商行政管理総局  
商務部  
税関総署  
国家外貨管理局

2006年4月24日

「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見」  
(仮訳)

法律を正確に適用、規範化し、利用する企業などの利便性を高め、効率的な外資審査認可登記管理作業の展開、外商投資企業の健全な発展促進、わが国の外資導入の質と水準の向上を目的として、外商投資企業の審査認可と登記管理において「中華人民業和国公司法」（以下、「公司法」）、「中華人民共和国公司登記管理条例」（以下、「公司登記管理条例」）及び国家の外商投資関連の法律、行政規定、政策をどのように適用していくかについて、以下の執行意見を提出する。

一、＜基本適用原則＞

外商投資企業の登記管理については、「公司法」と「公司登記管理条例」を適用する。外商投資企業関連の法律で別途規定がある場合は、当該規定を適用する。「公司法」、「公司登記管理条例」、外商投資企業関連の法律に規定の無いものについては、外商投資企業に関連する行政法規、国务院の決定と国家の外商投資関連のその他の規定を適用する。

二、＜設立形式＞

外国企業、企業とその他経済組織或いは自然人（以下、外国投資者）は、法律に基づいて、中国の企業及びその他経済組織と中外合弁、中外合作の形態により企業を設立することができる。また、法律に基づいて、外商合弁、外商独資の形態により企業を設立することもできる。

外商独資形態で法に基づき一人有限会社を設立したものは、その最低登録資本金額は「公司法」の一人有限会社の規定に合致するものとする。外国の自然人が一人有限会社を設立する場合、「公司法」の一人有限会社の対外投資制限の規定に従うものとする。2006年1月1日以前に法に基づいて既に設立されている外商投資企業については現状を維持するものとし、登録資本の変更と対外投資時には前述の規定に従うものとする。

三、＜ガバナンス機構＞

中外合弁、中外合作の有限責任会社の董事会は企業内で各種権限を持つ機構であり、その組織機構は「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」と「公司法」に基づき、企業定款の規定を通過したものである。

外商合弁、外商独資の有限責任会社及び外商投資の株式会社の組織機構は、「公司法」に基づき企業定款の規定に合致したものでなければならない。



#### 四、＜設立登記申請期間＞

外商投資企業の設立登記の申請期限は「公司登記管理条例」の規定に合致したものでなければならない。ただし、中外合作、外商合弁、外商独資形態にて企業を設立したものは、「中外合作経営企業法」と「外資企業法」の規定に合致しなければならない。認可文書を受領した日から数えて30日以内に企業登記機関に対し設立登記の申請を行わなければならない。申請期間を過ぎた場合、申請人は審査認可機関に報告し、認可文書の効力もしくは別途認可＜の可否、または要否＞を確認する。

#### 五、＜設立登記時のその他必要な書類＞

外商登記企業の審査認可申請と設立登記申請の際に、審査認可機関に提出する外国投資者の主体資格証明或いは本人を確認する書類は所在国家公証機関の公証を経たもの、ならびに駐当該国のわが国大使（領事）館の認証を経たものでなければならない。香港、マカオと台湾地区の投資者の主体資格証明或いは本人を確認する書類は法に基づいて当地公証機関が提供した公証文書でなければならない。

外商投資企業の審査認可申請と設立登記申請の際には、「公司登記管理条例」第20条或いは第21条に規定された相応の文書を提出する以外に、審査認可・登記機関に対し、外国投資者（授権人）と境内法律文書の送付・受領人（被授権人）が署名した「法律文書送付授権委託書」を提出しなければならない。当該委託書は境内の被授権人が法律文書の送付・受領の代行を授権されていることを明確にしていなければならない。また、被授権人の住所、連絡方法を明記していなければならない。被授権人は、外国投資者が設立した分支機構、設立を計画している企業（被授権人が設立を計画している場合は、設立後に委託が発効）、もしくはその他境内の関連単位或いは個人でもよい。

企業の境外投資者が増加する場合、審査認可登記機関に上述の文書を提出のこと。

外商投資企業が企業登記機関に対し設立登記申請、株式譲渡変更登記申請を行う場合は、合弁、合作契約と投資者の資本信用証明を提出する必要は無い。

#### 六、＜企業分類の登記＞

企業登記機関は申請に基づき、法に拠って外商投資の企業分類を「有限責任会社」もしくは「株式会社」に分類し、その設立形式により「有限責任会社」の後に「（中外合弁）」、「（中外合作）」、「（外国自然人独資）」、「（外国非法人経済組織独資）」、「（外国自然人独資）」、「（台湾・香港・マカオと外国投資者合弁）」、「（台湾・香港・マカオと境内合弁）」、「（台湾・香港・マカオと境内合弁）」、「（台湾・香港・マカオ合弁）」、「（台湾・香港・マカオ法人独資）」、「（台湾・香港・マカオ

非法人経済組織独資)」、「(台湾・香港・マカオ自然人独資)」、などの文字を注記し、「株式会社」の後に「(中外合弁、非上場)」、「(中外合弁、上場)」、「(外商合弁、非上場)」、「(外商合弁、上場)」、「(台湾・香港・マカオと外国投資者合弁、非上場)」、「(台湾・香港・マカオと外国投資者合弁、上場)」、「(台湾・香港・マカオと境内合弁、非上場)」、「(台湾・香港・マカオと境内合弁、上場)」、「(台湾・香港・マカオ合弁、非上場)」、「(台湾・香港・マカオ合弁、非上場)」などの文字を注記する。

企業登記機関は、国家の外資利用産業政策と関連規定に基づき、企業の分類の後に関連分類(「(外資比率25%未満)」、「(A株買収)」、「(A株買収25%もしくはそれ以上)」など)を注記することができる。

2006年1月1日以前に既に設立されている外商投資企業については、企業登記機関はその登記変更時に前述の規定に従って相応の調整を行わなければならない。

#### 七、<投資制限の取り消しと企業証明>

外商投資の企業は設立後、法に基づいて境内において投資を行える。企業登記機関は相応の境内投資資格証明を発行しない。

外商投資の企業の営業許可証が本意見第6条に基づいた企業分類詳細を明記しておらず、かつ一人有限公司の設立申請を行っているものには、企業登記機関は「非自然人独資」の証明を発行する。

#### 八、<登録資本の表示通貨>

外商投資企業の登録資本金は人民元で表示してもよく、その他の兌換可能な外貨で表示してもよい。企業の登録資本金としての外貨と人民元、或いは外貨と外貨の換算については、発生(到着日)当日の中国人民銀行が公布したTTMをもとに計算する。

#### 九、<出資時期>

外商投資の有限責任会社(一人有限会社含む)における株主の初回出資額は、法律、行政法規の規定に合致するとともに、一回のみの出資で全額支払う場合、企業が成立した日から6ヵ月以内に全額支払うこと。分割で支払う場合、初回の出資額はその出資を承認した額の15%を下回らないこと、法で定められた最低登録資本金を下回ってはならないこと、企業が成立した日から3ヵ月以内に<初回分全額を>支払うこと、その他部分の出資時期は「公司法」、関連外商投資の法律と「公司登記管理条例」の規定に合致するものであること。その他の法律、行政法規で企業成立時に株主による全額出資を規定されている場合は、当該規定に従う。

外商投資の株式会社の出資は「公司法」に拠る。

#### 十、＜出資方式＞

外商投資企業の株主による出資方式は、「公司法」第27条、「公司登記管理条例」第14条と「公司登録資本登記管理規定」といった規定に合致していなければならない。国家工商行政管理総局と関連部門が、通貨、現物、知的財産権、土地使用権以外のその他の資産による出資について規定を制定するまでは、株主は「公司登記管理条例」第14条第2項に列挙される資産以外のものによる出資を行う場合は、境内の法律に基づき設立された評価機関の評価、現物確認を行わなければならない、＜実態と乖離するような＞高評価もしくは低評価をしてはならない。実際の出資の際は、境内の法に基づいて設立された出資検査機構＜中国の公認会計事務所＞による出資検査を受け、同機関による驗資証明＜出資検査証明書＞の発行が必要となる。

中外合弁の有限責任会社の株主が「中外合弁経営企業法」が規定する現物（設備含む）、工業所有権など非通貨性資産（土地使用権を除く）による出資を行う場合、その価格は経営各社の評価・協議によって定めてもよい。

#### 十一、＜借入れなどによる出資＞

外商投資の企業の株主が、自身の名義で借り入れなどの方法で資金の調達を行った場合は、＜それを＞自己所有の資金とみなし、出資検査機構が驗資証明を発行後、当該株主の出資とすることができる。

#### 十二、＜登記変更申請期間＞

外商投資企業が登記内容の変更を申請する期間は、「公司登記管理条例」の規定に合致すること。法律、行政法規の規定によって、または国務院が企業や企業登記に関して変更の際に事前認可を必要としている＜変更の＞場合には、審査認可機関が認可した日から30日以内に変更の申請手続きを行うこと。申請期間を過ぎたものは、申請人は元々の審査認可機関に報告、文書の効力もしくは別途申請＜の可否や要否＞確認しなければならない。

#### 十三、＜変更登記申請文書＞

外商投資企業は、登記の変更を行う際、「公司登記管理条例」第27条、第29条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条に基づき、相当する文書を提出しなければならない。以下の事象による登記変更の場合は、元々の審査認可機関の審査認可文書と変更後の認可証書を提出しなければならない。

- (一) 登録資本
- (二) 企業分類
- (三) 経営範囲

- (四) 営業期間
- (五) 株主あるいは発起人の承認した出資額、出資方式
- (六) 外商投資企業の合併、分裂< =分社化、スピンオフ>
- (七) 審査認可機関の管轄< 区域>を跨いだ住所変更
- (八) 有限責任会社株式の譲渡或いは株式会社の株式譲渡（営業許可証と認可証書の明記事項に関わらないものは除く）

前項の事象以外で外商投資の企業が、企業の定款の改定に及ぶような登記事項の変更がある場合は、変更手続き後30日以内に法に基づき審査認可機関において変更手続きを行う。

#### 十四、< 管轄地の移転と引き継ぎ >

外商投資企業の移転（元々企業が登記した機関の管轄区を離れる）の場合、元々の企業登記機関に対し移転手続きを行う。審査認可機関管轄地を跨ぐ場合、転入地の審査認可機関に申請を提出しなければならない。転入地の審査認可機関は申請を受領した後、5営業日以内に転出地の審査認可機関に意見を求め、転出地の審査認可機関は意見請求書を受領してから5営業日以内に回答をしなければならない。転入地の審査認可機関は意見を受領した後、3営業日以内に< 申請の認可可否について > 回答しなければならない。元々の企業登記機関は申請を受領した後、5営業日以内に転入地登記機関の意見を求め、転入地の登記機関は、5営業日以内に回答しなければならない。元々の企業登記機関は、転入地の企業登記機関と審査認可機関の転入同意の意見に基づき、営業許可証を回収のうえ、移転証明を発行し、10日営業日以内に申請資料と企業の保存登記資料を転入地の企業登記機関に送付する。移転申請をする企業は、移転証明と審査認可機関の認可文書に拠り、転出地の審査認可機関に対し認可証書を無効と< する手続きを > し、転入地の審査認可機関で認可証書を受領する。転入地の企業登記機関に対し登記変更申請を行い、営業許可証を受領する。

#### 十五、< 株主が承認した登録資本の増資に関わる出資金の払込時期と登記 >

外商投資企業が、登録資本を増加させたい場合には、有限責任会社（一人有限会社含む）と発起方式で設立した株式会社の株主は、登録資本の変更登記申請を行う際に増資分の20%を下回らない金額を支払う。残りの部分の出資期限については、「公司法」、外商投資関連の法律と「公司登記管理条例」の規定に合致すること。その他法律、行政法規で別途規定しているものは、それに従う。

株式会社は、増資分の新株発行の際に、株主が新株を引き受ける場合、株式会社の株式分の金額支払いに関する関連規定に基づき執り行う。



#### 十六、＜登録資本変更と免税手続き＞

申請人が下記の事象の下で登録資本の変更申請を行う場合、現物出資の輸入貨物を規定に基づき免税とできる場合は、申請人は税関に対し書面にて関連の状況について説明を行わなければならない、並びに「国家発展奨励内外資プロジェクト確認書」に基づき輸入設備の保税による通過手続き申請を行い、変更後の企業営業許可証取得後、関連の減免税手続きを行う。

- (一)外商投資企業の登録資本の増加＜増資＞に伴い、輸入による現物出資を申請し、審査認可機関の認可を経たもの
- (二)外国投資者或いは外商投資の企業が境内企業と合併・買収するに伴い、登録資本を増加させる＜増資の＞際に、輸入による現物出資を申請し、審査認可機関の認可を経たもの
- (三)外商投資の企業が登録資本に関しその他の変更があり、現物輸入の申請をし、審査認可機関の認可を経たもの

#### 十七、＜営業許可証提出の不要＞

外貨管理部門は、以下の業務を取り扱う場合、申請人に対し変更後の企業の営業許可証の提出を要求しない。

- (一)外商投資企業が、登録資本を増加させること＜増資＞に伴い、外貨登記或いは資本金口座の開設、変更申請を行う場合
- (二)外国投資者或いは外商投資企業が境内企業との合併・買収を行うにあたり、登録資本を増加させる＜増資の＞際、外貨登記或いは資本金口座の開設申請手続きを行う場合
- (三)外商投資企業が登録資本を減少させる＜減資＞を行い、外貨管理部門に対し減資核準文書の申請手続きを行う場合
- (四)外商投資の企業に資本＜について＞の変更が発生し、外貨登記についてその他の変更の手続きを行う場合

#### 十八、＜法定備案＞

外商投資企業の下記事項及びその変更については、企業登記機関に備案を行わなければならない。

- (一)審査認可機関が認可した登記事項に関わらない企業定款の修正案、或いは修正後の定款（総投資額の変更を含む）
- (二)企業董事、監事、経理
- (三)企業支店の設立と取り消し
- (四)企業清算グループのメンバー、清算グループ責任者のリスト

外商投資企業の株主による出資時期の延期と実際の登録資本支払いの場合については、再度備案手続きを行わず、「公司登記管理条例」に基づき相応の変更登記を行う。

外商投資企業の備案手続きについては、企業登記機関に対し企業の法定代表人（清算グループ責任者）が、署名済みの備案報告、備案事項が発生した事を証明する関連文書を提出しなければならない。備案文書が揃っているものについては、企業登記機関は備案を行い、申請人の要求に応じて備案証明を発行する。

#### 十九、＜適宜定めた備案＞

外国投資者（授権人）が境内の法律文書を送付する受取人（被授権人）を変更する場合、新しい「法律文書送付授権委託書」に署名し、速やかに企業登記機関に備案を行う。被委託人の名称、住所などの事項に変更が生じた場合も、速やかに企業登記機関に備案をする。企業登記機関は企業登記保存資料に記載しなければならない。

外国投資者が上記の備案を行わない場合には、企業登記機関は境内の法律文書を企業登記機関＜の記録に＞記載された被授権人に発送し、外国投資者に対し発送を行ったものとする。

#### 二十、＜株式質権設定備案登記＞

外商投資企業の株主が株式質権設定の備案登記の手続きをする場合、企業登記機関に対し企業が発行した株式質権設定備案登記の申請書、審査認可機関の認可文書、質権設定契約書を提出しなければならない。企業登記機関は備案を受け付けた後、申請人の要請に応じて、株式の質権設定を行った投資者の名称、当該株式の企業株式における比率、質権設定者＜質権設定した株式の権利を有するもの＞の名称、＜株式質権設定＞期限、質権設定契約の審査認可機関などを明記した備案証明書を発行する。株式の質権設定を行う投資者は、質権設定期間に質権設定者の同意を得ずして、既に対象となっている株式の譲渡或いは再度質権設定を行ってはならず、また対象となっている株式の減額を行ってはならない。

#### 二十一、＜変更登記の取消申請＞

外商投資企業は「公司法」第22条の規定に基づいて変更登記の取り消しを行う場合、企業登記機関に対し変更登記の取消申請書と人民法院の裁判文書を提出する。外資の審査認可事項に関わるもの場合は、審査認可機関の認可文書も提出しなければならない。「公司法」の規定に合致する場合は、企業登記機関が登記変更取り消し認可についての決定を行い、営業許可証の記載事項に関わるものは、営業許可証を回収のうえ新たに発行する。

## 二十二、＜特別清算についての補充＞

外商投資企業の解散が現実になった際に、企業が「公司法」規定の期限内に清算グループを設立し清算を行っておらず、債権人も人民法院に対し指定した清算グループによる清算の申請をしていない場合、外商投資企業の各種権限を持つ機構＜董事会＞、株主、債権人は「外商投資企業清算弁法」の規定に基づき、審査認可機関に対し特別清算を申請できる。税関の監督管理下にある貨物は、まず税関手続きを行い、相応の税額について補充支払いを行わなければならない。

## 二十三、＜登記関連書類の取り消し＞

外商投資企業の登記取消申請については、「公司登記管理条例」第44条に基づき相応の文書を提出しなければならない。そのうち清算報告については、税務機関の登記取消証明、税関が発行した税関手続き終了証明、或いは、税関登記を行っていない証明を提出しなければならない。外商投資企業が経営活動＜期間＞を繰り上げて終了し、登記の取消申請を行う場合、審査認可機関の認可文書を提出する。（法院が解散、破産を裁定したもの、或いは行政機関の閉鎖命令、営業許可証の没収、設立許可証の没収、企業設立登記の取り消しの場合は除外）

## 二十四、＜支店登記核転（確認移転手続き）の取消＞

外商投資企業が支店を設立或いは取り消す場合、元々の企業登記機関での核転は必要なく、直接支店所在地の外商投資企業の登記機関に対し登記申請を行う。

法律、行政法規、国务院決定、或いは国家の外商投資制限類プロジェクトおよびサービス貿易関連の特定規定に基づき、支店設立と取り消しに際して関連部門の認可を必要としている場合は、認可日から30日以内に登記申請を行い、遅れて申請したものは、申請人が元々の審査認可機関に対し文書の効力もしくは別途申請＜の可否や要否＞について確認しなければならない。

## 二十五、＜事務所機構の登記取消＞

企業登記機関は外商投資企業の事務所機構の登記手続を行わない。既に登記してある事務所機構については、変更或いは延長手続を行わず、期間満了後、登記取消手続、或いは必要に応じて支店設立の申請を行わなければならない。外商投資企業の支店は、企業経営範囲内で連絡業務、コンサルティングなどの業務を行ってよい。

事務所機構の名義で経営活動に従事するものは、企業登記機関により法に基づいて調査したうえで処置を行う。

## 二十六、＜出資に関する監督管理＞

外商投資企業の株主、発起人が通貨もしくは非通貨性資産での出資を行っていない、もしくは期日どおりに支払っていない場合は、企業登記機関により「公司登録資本登記管理規定」の原則を適用し処罰を行う。2006年1月1日以前に設立した企業は、その出資期間は、登記設立時を基準とする。

中外合作企業が期限を過ぎても出資義務を履行しない場合、「中外合作経営企業法」第9条の規定に基づき、企業登記機関が履行期限を指定する。期限が来ても履行しないものは、本条の前項に従って処理する。外商合弁或いは外商独資企業で期限を過ぎても、支払いを行わないものに対して、企業登記機関は、本条の前項に従って処理することに加え、「外資企業法」第9条の規定に従い、営業許可証の没収の権利を有する。

## 二十七、＜経営範囲を超えて制限類、禁止類業種の経営を行うこと＞

外商投資企業が認可された登記の経営範囲を超え、「外商投資産業指導リスト」の奨励類、許可類項目に勝手に従事した場合、企業登記機関は「公司登記管理条例」第73条を適用し処罰する。

外商投資企業が認可された経営範囲を超え、「外商投資産業指導リスト」の制限類、禁止類項目の業務に勝手に従事した場合、企業登記機関は＜当該企業を＞「認可された登記経営範囲を超え、許可証或いはその他認可文書に基づき従事しなければならない経営活動に勝手に従事した違法行為」と認定し、「許可証未取得経営取り締まり弁法」の規定を適用し、処罰する。犯罪となるものについては、法に基づいて刑事責任を追及する。

## 二十八、＜台湾、香港、マカオ、華僑への適用＞

台湾地区、香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、国外に定住している中国公民（華僑）が投資して設立した企業及び外商投資の投資性企業。外商投資の創業投資企業が投資して設立した企業の審査認可登記管理については、本意見を参照する。

以上

（注）＜ ＞内は訳文にない言葉を当室にて補足したもの  
（三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 仮訳）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。